

平成28年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年9月28日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		発言の取り消し
第3	報告第12号	株式会社ねっとかわいの清算終了について
第4	報告第13号	株式会社飛騨まんが王国の清算終了について
第5	報告第14号	株式会社季古里の清算終了について
第6	議案第116号	飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
第7	議案第117号	飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
第8	議案第118号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第119号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第10	議案第120号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第121号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第12	議案第122号	財産の無償譲渡について(旧神岡町釜崎下公衆トイレ)
第13	議案第123号	飛騨市乳用牛導入基金条例について
第14	議案第124号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第15	議案第125号	財産の無償譲渡について(飛騨市壺之町駐車場)
第16	議案第126号	字区域の変更について(神岡町西Ⅱ地区)
第17	議案第127号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第18	議案第128号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第19	議案第129号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第20	議案第130号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第131号	平成28年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第22	議案第132号	平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第23	議案第133号	財産の無償譲渡について(飛騨市旧神岡図書館)
第24	認定第1号	平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第2号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第3号	平成27年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第4号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第5号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第6号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第7号	平成27年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第8号	平成27年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第9号	平成27年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第10号	平成27年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第11号	平成27年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第12号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第13号	平成27年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第14号	平成27年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第38	認定第15号	平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第39	議案第134号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第40	発議第3号	飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議

平成28年第4回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成28年9月28日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1		会期の延長の動議		
追加第2		飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員の選任について		

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		発言の取り消し
日程第 3	報告第 1 2 号	株式会社ねっとかわいの清算終了について
日程第 4	報告第 1 3 号	株式会社飛驒まんが王国の清算終了について
日程第 5	報告第 1 4 号	株式会社季古里の清算終了について
日程第 6	議案第 1 1 6 号	飛驒市防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 1 1 7 号	飛驒市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 1 1 8 号	飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 1 1 9 号	飛驒市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 1 2 0 号	飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 1 2 1 号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 2	議案第 1 2 2 号	財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）
日程第 1 3	議案第 1 2 3 号	飛驒市乳用牛導入基金条例について
日程第 1 4	議案第 1 2 4 号	飛驒市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第 1 2 5 号	財産の無償譲渡について（飛驒市吉之町駐車場）
日程第 1 6	議案第 1 2 6 号	字区域の変更について（神岡町西Ⅱ地区）
日程第 1 7	議案第 1 2 7 号	平成 2 8 年度飛驒市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 8	議案第 1 2 8 号	平成 2 8 年度飛驒市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 9	議案第 1 2 9 号	平成 2 8 年度飛驒市介護保険特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 0	議案第 1 3 0 号	平成 2 8 年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 1	議案第 1 3 1 号	平成 2 8 年度飛驒市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 2 2	議案第 1 3 2 号	平成 2 8 年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 3	議案第 1 3 3 号	財産の無償譲渡について（飛驒市旧神岡図書館）
日程第 2 4	認定第 1 号	平成 2 7 年度飛驒市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 2 号	平成 2 7 年度飛驒市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 3 号	平成 2 7 年度飛驒市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 4 号	平成 2 7 年度飛驒市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 5 号	平成 2 7 年度飛驒市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 6 号	平成 2 7 年度飛驒市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 7 号	平成 2 7 年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 8 号	平成 2 7 年度飛驒市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	認定第 9 号	平成 2 7 年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 3	認定第 1 0 号	平成 2 7 年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 4	認定第 1 1 号	平成 2 7 年度飛驒市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 5	認定第 1 2 号	平成 2 7 年度飛驒市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 6	認定第 1 3 号	平成 2 7 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 7	認定第 1 4 号	平成 2 7 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 3 8	認定第 1 5 号	平成 2 7 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第 3 9	議案第 1 3 4 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 4 0	発議第 3 号	飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議
追加日程第 1		会期の延長の動議
追加日程第 2		飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員の選任について

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	清	水	雅	貢
企画部長	水	上		廣
商工観光部長	石	腰	明	豊
環境水道部長	湯	之		宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により7番、徳島純次君、8番、前川文博君を指名いたします。

◆日程第2 発言の取り消し

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第2、発言の取り消しを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議題に関係いたします洞口和彦君の退席を求めます。

[10番 洞口和彦 退席]

◆休憩

◎議長 (葛谷寛徳)

このまま、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分 再開 午前10時00分)

◆再開

◎議長 (葛谷寛徳)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配付した、発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、洞口和彦君からの発言の取り消し申出を許可することに決しました。ここで、洞口和彦君の入場を求めます。

[10番 洞口和彦 入場]

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前10時01分 再開 午前10時01分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◆日程第3 報告第12号 株式会社ねっとかわいの清算終了について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第3、報告第12号、株式会社ねっとかわいの清算終了についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

商工観光部長、石腰豊君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは私の方からは、この後、報告案件3件を説明させていただきます。

まず、前段で説明をさせていただきますが、平成28年の4月より株式会社飛驒ゆいとして正式に事業が開始されております。

今の報告3件につきましては、各事業所の清算終了の関係でございますので改めて説明します。

6月22日でございますが、第18期、株式会社ねっとかわいの株主総会が開催されました。

そのとき、前年度の第18期の承認、同じく同日、株式会社ねっとかわいの清算終了について承認を得ております。

同日6月22日に、第18期の株式会社飛驒まんが王国の臨時株主総会が開催されまして、前年度の18期についての決算については承認をされましたが、清算終了につきましては、一部、資料に不手際があったということで、後日開催となり、7月15日に改めて株主総会が開催されまして、清算終了しております。

6月30日、第15期の株式会社季古里の臨時株主総会がございまして、同じく同日、清算終了について承認を得ております。

その後、7月21日、株式会社季古里より市の方へ清算配分金として21株、700万円余りでございます。同じく8月8日、株式会社ねっとかわいより市に清算金が14

40株分、振り込みされております。同じく8月18日、株式会社飛驒まんが王国より清算金が1,642株分、入金されております。

それでは、報告第12号でございます。

株式会社ねっとかわいが平成28年3月31日に解散し、平成28年6月22日に清算を結了したので、別紙のとおり報告する。

1枚開けていただきたいと思います。清算事務報告書、28年4月1日より平成28年6月22日でございます。

もう1枚開けていただきまして、残余財産確定時の貸借対照表。まず、資産の部でございますが、すべてが現金化されまして、1億0,243万2,000円が配分相当額でございます。負債・資本の部でございますが、清算をされた関係で流動負債、固定負債等につきましてはゼロでございます。

資本金、資本準備金減少額、利益準備金等を合計いたしまして、負債・資本合計1億0,243万2,000円ということで、資産合計、負債・資産合計ともに同額となっております。これは先ほど申しました、個人への配分可能額になります。同じく清算事務報告書の方でございますが、収入の部でございます。受取利息、13万1,000円ほどでございますが、これは定期預金の利息でございます。

雑収入でございますが、労働保険をかけておりましたが、過払い分が戻ったということでございます。

財産換価処分額でございますが、ここで言います、事業譲渡価格は各社が会計事務所にて委託いたしまして、算出されました資産評価及び、事業評価からなります事業価値に算定基準日の平成27年3月31日以後の資産の増減を反映されたものでございます。

支出の部でございます。清算費用、車両費から水道光熱費、租税公課、管理諸費、雑費までは、平成28年の3月の例えば電気代、また、3月までに届きませんでした請求書関係の清算を行ったものでございます。財産換価処分原価、棚卸資産売却原価につきましては、食品やお土産等が入っております。建物売却原価につきましては、YuMeハウスの倉庫、よ〜らん館の倉庫等がございました。同じく、建物売却原価でございますが、駐車場の照明、水源のタンク等がございました。車両運搬売却原価でございますが、マイクロバス、軽トラ、ブルドーザーなどがございます。出資金売却原価が1,000円となっておりますが、これはたばこ組合への出資金ということでした。

預託金売却原価につきましては、バス2台分、ステップワゴンの車両の関係でございます。

借地権売却原価につきましては、月ヶ瀬の方でそばの栽培を借地において行ったということで、その土地の造成費でございます。

法人税・住民税につきましては、法人税分の支払いでございます。

これのトータルいたしまして、最下段になりますが、支出、収入の部、それぞれ合計が1,097万7,504円ということになります。

最終ページをごらんいただきたいと思います。清算事務報告書、先ほど申しました配当可能額が1億0、243万2、000円、株式総額が2、400株でございました。

これを1株当たり直しますと、4万2、680円ということですので全てが清算を終わっております。これは平成28年6月22日ということで承認を得たものでございまして、先ほど申しました、8月8日に株主様のほうに入金が完了したということで確認しております。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第12号を終わります。

◆日程第4 報告第13号 株式会社飛驒まんが王国の清算終了について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第4、報告第13号、株式会社飛驒まんが王国の清算終了についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは続きまして、報告第13号を説明させていただきます。

株式会社飛驒まんが王国が平成28年3月31日に解散し、平成28年7月15日に清算を結了したので、別紙のとおり報告する。

清算事務につきましては、平成28年4月1日より平成28年7月15日でございます。

裏面を見ていただきまして、残余財産確定時の貸借対照表でございます。流動資産でございますが、すべて現金化をされまして、5、876万2、212円が現金で残っております。負債につきましては、すべて清算されまして、流動負債がゼロでございます。

資本金につきましては資本金、剰余金をトータルいたしまして、最下段になりますが、5、876万2、212円ということで、資産合計、負債・資本合計ともに同じ金額となります。

清算事務の関係でございます。収入ですが、雑収入ということで、預金利息等を入れております。財産処分関係でございますが、先ほど申しましたように、事業の譲渡収入、これにつきましては、各社が会計事務所に委託されまして、資産評価及び事業評価からなります事業価値に算定基準日以降の資産の増減を反映したものが4、196万9、279円となります。

支出の部でございます。清算費用、仕入高、役員報酬、通信費、保険料から雑費まで

ございます。この中で役員報酬ですが、株式会社飛驒まんが王国の支配人は会社の役員ではございませんので、3カ月分の給料を支払ったものでございます。保険料につきましては、自動車の保険料等々がございました。先ほどと同じように、平成28年3月の水道使用料、また、3月までに届きませんでした請求書関係の支払いをしておるものでございます。

財産換価処分原価でございます。棚卸資産売却原価につきましては、食堂の食器、お土産品、灯油等が含まれております。建物につきましては、浴場の改修、仮眠室の改修などが大きなものでございます。建物付属設備売却原価につきましては、食堂の物置、ナチュラルの宿泊室の改修、また屋根の融雪装置の改修等が計上してございます。車両運搬売却原価でございますが、軽トラやあちらで使用しているバスの関係等がございます。特別損失、前期損益修正損でございますが、打保ストアーの売店に森林組合さんの方から、商品を仕入れる場所がございます。そちらの占用料といいますか、使用料が森林組合のほうから発生しておりましたので、その部分について、支出を減するものでございます。

最下段になりますが、支出の部、収入の部、トータル4,198万0,260円ということで、支出の部、収入の部ともに同額となります。

最終ページに入らせていただきます。先ほど申しましたように株式会社飛驒まんが王国につきましては、6月22日に1度総会を開催されましたが、内部の事情によりまして、決算終了の関係で一部、資料の不手際があったということで、改めて7月15日に行われたものでございます。最終的に、5,876万2,112円が配分可能額ということで、出資口数1,737株、1株当たり3万3,829円ということで、8月18日にすべての株主様のほうに配当が完了しております。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第13号を終わります。

◆日程第5 報告第14号 株式会社季古里の清算終了について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第5、報告第14号、株式会社季古里の清算終了についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは、報告第14号を説明させていただきます。

報告第14号、株式会社季古里が平成28年3月31日に解散し、平成28年6月30日に清算を結了したので、別紙のとおり報告する。

清算報告書、平成28年4月1日より平成28年6月30日でございます。

1枚開けていただきまして、残余財産確定時の貸借対照表でございます。すべてが清算され、資産の部でございますが、普通預金1,376万0,097円すべて現金化されております。負債・資本の部でございますが、すべて清算されたということで負債合計がゼロでございます。資本の関係でございますが、資本金、剰余金を合わせまして、最下段になりますが、1,376万0,097円ということで、負債・資本合計、資産合計ともに同額となっております。

続きまして、清算事務報告書でございます。収入の部でございますが、雑収入につきましては、クレジットカードの過払い金分、またリース料の収入をしております。財産換価処分関係でございます。預託金譲渡収入300万円ですが、これは旅行業の県委託金が300万円ということで収入しております。支出の部でございます。清算費用、広告宣伝費等につきましては、パンフレット等が残っていたということで、計上されております。財産換価処分原価でございます。棚卸資産売却原価でございますが、食材、厨房の備品類、重油、飲料物等を計上してございます。建物売却原価の関係でございますが、仮設の車庫をお持ちでしたので、計上されております。建物付属設備売却原価は、LEDの電気設備、ホテルの物置、レストランカウンター等が計上されておりました。

続きまして、構築物売却原価でございますが、すば～ふるの駐車場の配水関係、また、移動の倉庫等が計上されております。車両運搬売却原価でございますが、車両の関係でして、エルブランド、軽トラ、貨物用運搬車両等が計上してございました。工具器具売却原価でございますが、カラオケ、シャッターハウスなどが計上してございました。預託金売却原価でございますが、先ほど預託金譲渡収入が300万円でございますが、旅行業の県委託金の計上でございます。法人税・住民税の支出がございまして、最下段になりますが、支出の部、収入の部の合計ともに2,003万9,906円でございます。

最終ページになります。先ほど申しました、分配可能額が1,376万0,097円でございます。出資数が41株ということで、1株当たり33万5,612円ということで、結了されております。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第14号を終わります。

◆日程第6 議案第116号 飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について
から

日程第12 議案第122号 財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第6、議案第116号、飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第12号、議案第122号、財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）までの7案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら7案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から、審査の経過及び結果の報告を求めます。総務常任委員長、中嶋国則君。

〔総務常任委員長 中嶋国則 登壇〕

●総務常任委員長（中嶋国則）

おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第116号から議案第122号までの7案件につきまして、審査の概要、ならびに結果について報告をいたします。

去る9月15日午前10時より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第116号、飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、災害対策基本法の改正に伴う改正です。

災害対策基本法の第14条において、防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項を審議すること及び重要事項に関し意見を述べる事が追加されたこと、同じく基本法の第15条において、防災会議の委員に自主防災組織の構成者又は学識経験者が追加されたことにより、市条例の第2条の所掌事務、第3条の委員構成を法律にあわせて改正したとの説明がありました。

質疑では、旧条例の2条の2で「災害が発生した場合において関する情報を収集する」、2条の3で「水防計画を調査審議すること」と謳われていたが、新しい条例の中でそれらは含まれるという解釈でよいかの質問に対して、「含まれている。単なる情報収集のみならず、重要な項目についての審議ということが明確化されたことで、防災会議の中の審議の明確化が謳われている」また、「災害対策基本法の中で、市町村防災会議の所掌事務に関する事等については、県の防災会議の所掌事務に準じるということがあり、それに合わせた改正である」との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第117号、飛騨市災害対策本部条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、災害対策基本法の改正に伴う改正で、飛騨市災害対策本部条例が引用する法律の条番号を改正するものです。

改正前は災害対策基本法の第23条第7項の規定に基づき、「飛騨市災害対策本部に関し必要な事項を定める」となっていますが、改正後は災害対策基本法の第23条の2第8項の規定に基づき、「飛騨市災害対策本部に関し必要な事項を定める」と引用する条番号が改正されたことに伴う改正との説明がありました

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第118号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、ことし10月1日からの飛騨市地域公共交通事業変更に伴う改正です。

今回の改正内容は大きく3点あり、1点目は、乗り継ぎ経費負担解消のため1日乗車券を導入し、また、利用の多い高齢者の65歳以上を対象に負担軽減のため、シルバーフリー定期券を新設する改正。2点目は、河合町角川駅を宮川町の運行区域とする改正で、その理由はJR坂上駅の跨線橋の階段が高齢者にとって負担が大きく、角川駅での乗継要望を受けての改正。3点目は、身体障がい者等の割引制度を定期券利用等にも拡大適用する改正との説明がありました。

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第119号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は地方税法の改正に伴う改正です。

今回の主な改正点は3点あり、1点目は延滞金計算の改正で、これは、法人市民税、個人市民税において、修正申告等の提出があった場合、延滞金の計算期間を一定の期間控除して計算する改正であり、国税の延滞税の改正に伴い地方税についても改正が行われるものとの説明がありました。

2点目は、グリーン化特例の延長で、環境性能に優れた軽4輪車等に対する、軽自動車税の税率の特例を、今回の改正でさらに1年延長されるとの説明がありました。

3点目は、医療費控除の特例に関する改正で、これは健康の維持及び疾病の予防への一定の取り組みを行う者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した特定一般用医薬品等の購入を個人市民税医療費控除の対象とする改正で、現在の医療費控除は10万円を超える部分が対象となっていますが、今回の改正で1万2,000円を超える部分について、当該期間につき医療費控除の対象とする改正であるとの説明がありました。

施行日は、延滞金計算は平成29年1月1日、グリーン化特例の延長は平成29年4月1日、医療費控除の特例に関する改正は平成30年1月1日です。

質疑では、医療費控除の特例に関する改正の中で、「予防への一定の取り組み」とは、どういうことをさしているかの質問があり、「特定健康診査、定期健康診断、予防接種、がん検診等」との答弁がありました。

また、医療費控除の特例に関する改正の中で、予防接種も医療費控除の対象になるかどうかの質問があり、「対象になるかどうか税務署へ問い合わせている。取り扱いについて通知があり次第、市民にお知らせしたい」との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に、議案第120号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、居宅介護福祉用具購入費に係る保険給付の国規定の支給限度額基準額に代え、市独自に定める基準額とするための改正です。

改正の背景と趣旨として、第6期介護保険事業計画において、地域包括ケア推進による在宅介護の限界点を高める施策を図ることを明示している。在宅介護の限界点とは介護度の高い方が引き続き在宅で生活をしていただく環境を図ることで、重度の方が在宅生活を送ることを支援することであり、そこで、福祉用具購入品目として昨年4月から新たに対象となった最新の排泄支援機器の家庭への普及を推進し、介護者の手間軽減や要介護者の快適性向上と心的負担軽減を図っていくために、介護保険条例により保険給付の上乗せができる改正を行うもので、改正の内容は、居宅介護福祉用具購入費の支給限度基準額を国規定の年額10万円から年額50万円に市単独で増額するもので、この財源は第1号被保険者の保険料をもって行うものとの説明がありました。

また、介護保険制度では法定の給付がなされるわけですが、市町村が条例で定めることにより独自の給付ができる規定があり、市町村特別給付保険福祉事業、今回行う、区分支給限度額の増額等の3種類の市町村の判断で行える給付事業がある。但し、今回の増額は要支援者は対象にならず、要介護者1から5の方のみが対象との説明がありました。

質疑では、どれくらいの対象者があるかの質問があり、「具体的な対象者の把握は難しいが、今、二人の方が機器を導入された」また、「50万円に引き上げても工事費を含めると20万円くらいの自己負担があり、爆発的に広がっていくことはないが、機器の普及に伴い、価格が下がったり、新たな機器が開発されていて、今後、価格が下がるにつれ普及していくのではないか」との答弁がありました。

また、「増額上乗せ分について、第1号被保険者の保険料相当を」となっているが、限定する意味についての質問があり、「介護保険制度の中で市単独で行う場合の財源は第1号被保険者の保険料をもとに行うことがルールになっている」との答弁がありました。

また、介護認定だけでなく身体障害者手帳を持って見える方の補助は別にあるのかの質問があり、「日常生活用具の給付の中で排泄機器というものが身体障害者福祉の中であるが、限度額はここまで高くないため、住宅改修とあわせるような対応と考えているが、バランスの取れる形での支援が必要であるので確認し、対応していく」との答弁がありました。その他、今回の補正予算との関連や、支給枠に関する質問がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第121号、茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について申し上げます。

本案は、施設整備事業の見直しに伴い、辺地対策事業債の予定額の増加により、総合整備計画の変更を行うものです。

今回の大きな変更点は、コミュニティ施設、これは夢館ですが、この施設整備を行う上で辺地債を活用するために計画に追加するもので、また、その他、実施済みの事業を削除、減額しているとの説明がありました。

質疑では、先の計画では消防施設があったが、計画から削除されたかの質問があり、「消防施設については既に実施済みのため、この先変更はないとの考えから削除した」との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第122号、財産の無償譲渡について（旧神岡町釜崎下公衆トイレ）について申し上げます。

本案は、神岡町釜崎地内の延床面積4.15平方メートルの鉄筋コンクリート造の建物（旧トイレ）を特定非営利活動法人神岡・町づくりネットワークに地域での利活用の促進を図るため、無償譲渡するものです。

この建物は、かつては神岡鉄道沿線の駅の近くのトイレとして、地域住民、通行人のトイレとして使用されていましたが、既に鉄道は廃止され、近くの公園にトイレが整備されたことにより、トイレとしての用途は無くなり、普通財産となった案件です。行政として撤去するかどうかの話を伺う中、NPOからレールマウンテンバイクの走行区間の脇にあり、キノコの色彩を施したトイレであり走行中の観光スポットとなっており、残してほしいとの要望を受け、今後、NPOで管理していただくとし、無償譲渡するとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですから質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第11

6号から議案第122号までの7案件については討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第116号から議案第122号までのこれら7案件については、いずれも委員長の報告は可決であります。これら7案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、これら7案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第13 議案第123号 飛騨市乳用牛導入基金条例について
から

日程第16 議案第126号 字区域の変更について(神岡町西Ⅱ地区)
及び

日程第23 議案第133号 財産の無償譲渡について(飛騨市旧神岡図書館)

◎議長(葛谷寛徳)

日程第13、議案第123号、飛騨市乳用牛導入基金条例についてから日程第16、議案第126号、字区域の変更について(神岡町西Ⅱ地区)までの4案件及び、日程第23、議案第133号、財産の無償譲渡について(飛騨市旧神岡図書館)のあわせて5案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題とします。

これら5案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。産業常任委員長、洞口和彦君。

[産業常任委員長 洞口和彦 登壇]

●産業常任委員長(洞口和彦)

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第123号から議案第126号及び議案第133号の5案件につきまして、審査の概要、ならびに結果について報告をいたします。

去る9月15日、午後1時00分より委員会室で審査を行いました。

議案第123号、飛騨市乳用牛導入基金条例について申し上げます。

本案は、活力ある酪農経営のため乳用牛の導入を行い、経営の安定と活性化を図るための乳用牛導入基金を設置するものです。

制定の趣旨、背景の説明の後、市の酪農の現況についての説明があり、本年3月まで農家戸数が4戸で乳用牛頭数が167頭であったものが、4月に1戸の農家が廃業したことにより農家戸数が3戸、乳用牛頭数が59頭となったことにより、乳量について、1日当たり3,000キログラムあったものが1日当たり1,000キログラムとなり、市内の供給量が2,400キログラムであることから約1,400キログラムが不足してお

り高山市の飛騨酪農から譲ってもらっているとの説明がありました。また、基金の額の1,740万円は乳用牛導入に係る費用で、乳用牛1頭当たり60万円で29頭を増頭するもので、29頭については農家戸数2戸で飼育可能な牛舎の許容頭数であり、基金から購入した乳用牛を貸し付け、経営の強化を図るものとの説明がありました。

また、返済につきましては、購入額相当を5年間、1年据え置きが無利子で全額返済までは契約によって乳用牛は市の所有とし、牛を担保することになる。貸付期間は29頭増えるまでを考えており、5年以内、平成33年の4月1日以降はあらたな貸付は行わない、但し、5年間の貸付期間があるため、返済が完了する10年後はこの条例は廃止予定との説明がありました。

質疑では、廃業されたところの牛の売却先の質問があり、「100頭あまりのほとんどが県内の酪農家、県外の酪農家にわたり、5、6頭が古川の組合員のところへ行っている」との答弁がありました。

また、現在、酪農家2戸ということだが、今後、酪農に参画してみようかというところはあるのかの質問に対して、「酪農は全国的に経営は厳しい状況にあるが、牛舎が空いているところもあり、今後、県と一緒にになって県酪連なり畜産協会なり、話をし、希望者がいるかということも調べて行きたい」との答弁がありました。

また、基金1,740万円は平成43年のときに満額返済されるかの質問があり、「極力、満額返済される制度にはしているが、牛自体に瑕疵があったり、本人の努力に関わらず牛が病気を持ってきた場合には、診断書や農業共済制度の中で減免するか等、そのようなことは決めたい」との答弁がありました。

また、29頭の増頭で乳用量は足りているかの質問に対して、「ヨーグルト、チーズ、アイスなどの加工乳は飛騨酪農から買ってきても大丈夫だが、飲用乳、学乳をはじめ牛乳に関しては1,800キログラム必要で、今の増頭分で足りてくるので、まずは牛乳の分だけ確保したい」との答弁がありました。その他、購入牛の年齢や加工乳業者さんの不足時の対応についての質問がありました。

自由討議、討論はなく、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第124号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、飛騨市駐車場管理区分の見直しに伴う改正です。

改正の内容ですが、飛騨市壱之町駐車場の廃止を行うもので、この駐車場は民地2名の方の土地を借上げ管理していたが、合併して10年を機会として、財産処分の議論が高まる中、市営駐車場について市所有地以外の土地について経営を譲渡することにより当該条例から位置付けを廃止するもので、当駐車場は平成2年、旧の古川町が地元要望等を受け、町が開設し、現在に至っているが、経営管理者相手を飛騨ゆいに譲渡するよう進めているとの説明がありました。

質疑、自由討議、討論は無く、全会一致で可決すべきものとして報告することに決し

ました。

次に、議案第125号、財産の無償譲渡について（飛騨市壺之町駐車場）について申し上げます。

本案は、古川町壺之町の駐車場について、適正な駐車場確保を目的に平成2年より駐車場特別会計にて運営されてきたが、運営事業者を変更することにより効率的かつ継続的な活用を図る観点からアスファルト舗装路面722平方メートルと外灯1基を土地所有者に無償譲渡するものとの説明がありました。

質疑では、譲渡の相手が姫路市と古川町になっているが親戚関係かとの質問があり、「1名は親が古川町出身でそのご子息、もう1名は元々古川在住の方である」との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第126号、字区域の変更について（神岡町西Ⅱ地区）について申し上げます。

本案は、地籍調査事業の実施により字区域を変更するものです。

神岡町西字島田の12筆及び隣接介在している道路、水路について、字阿だ洞に変更するもので、地番、面積については地籍事業最終年の登記のときに変更する予定との説明がありました。

質疑では、字の名前を変えないといけない理由についての質問があり、「今回、字を同一にし、合筆を予定していること、飛び地の状態を整理したいとの理由による」との答弁がありました。

また、地籍調査による字の変更と法務局の字絵図との関連についての質問があり、「地籍調査での新しい図面ができると法務局の図面も変わる」との答弁がありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第133号、財産の無償譲渡について（飛騨市旧神岡図書館）について申し上げます。

本案は、神岡商工会議所が市の中核経済団体としてふさわしい事務所を確保することを目的に、遊休資産の有効かつ継続的な活用を図る観点から飛騨市旧神岡図書館を無償譲渡するものです。

今年度に入ってから経緯の説明があり、4月から6月の間で神岡町商工会議所移転検討委員会において候補地の選定が協議され、6月10日、神岡商工会議所常議会で移転先を飛騨市旧神岡図書館と決定されました。6月24日に市長に正式に移転要望書が提出され、6月から8月まで、双方で現地確認を重ねて8月24日に概ね土地の関係で合意したとの答弁がありました。

質疑では、無償譲渡の建物に固定資産税が発生するかの質問があり、「地方税法第348条第2項で固定資産税の非課税の範囲の中で商工会議所が非課税と定まっている」との答弁がありました。また、一般の場合は課税の対象となるとの答弁もありました。

自由討議、討論は無く、全会一致で可決すべきものとして報告することに決しました。
以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですから質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第123号及び議案第126号の4案件及び、議案第133号について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第123号及び議案第126号の4案件については及び、議案第133号については、いずれも委員長報告は可決であります。これら5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第17 議案第127号 平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
から

日程第22 議案第132号 平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第17、議案第127号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から、日程第22、議案第132号、平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第2号）までの6案件を、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら6案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第127号から議案第132号までのこれら6案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第127号から議案第132号までの6案件については一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認め、これより一括採決いたします。

議案第127号から議案第132号までの6案件については、いずれも委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。よってこれら6案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、議案第127号から議案第132号までの6案件については、原案のとおり可決されました。

- ◆日程第24 認定第1号 平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから
- 日程第38 認定第15号 平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長(葛谷寛徳)

日程第24、認定第1号、平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第38、認定第15号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで、以上15案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら15案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配布の審査結果報告のとおりであります。

決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略をいたします。

これより認定第1号、平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論と採決を行います。認定第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。13番、高原邦子君。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

認定第1号、平成27年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

今回、私は四つの視点に基づいて、決算資料等を精査いたしました。

一つ目は、合规性です。それは法令に違反していないかどうかです。

二つ目は、その合规性に基づく経済性です。すなわち、不要なコストをかけていないかどうかです。

三つ目は、有効性です。すなわち、政策等が、期待した成果を上げているかどうか。

四つ目は、効率性です。それは、最大の成果が上がっているかどうかという四つの視点であります。

そして、決算報告の目的についても思慮しました。

報告の目的については、一つ目に、住民が納税によって自分が提供した財産がどのように、住民サービスに使われたのかという、飛騨市の活動の結果を情報として知らせることです。

目的の二つ目は、自治体である飛騨市が住民から預かった財産をどのように活用したのか住民に対して、報告、説明する責任を果たすというものです。

以上のことを基本として念頭に置き、決算を見ました。

一番目に目を引いたのは、市民の関心の高かった3カ年にわたる指定管理のあり方や第三セクターの株式会社まんが王国、株式会社ねっとかわい、株式会社季古里を統合して、立ち上げた新会社飛騨ゆいへのコンサル業務委託でした。

その成果がどういったものなのかが判然としませんでした。市のお金を使用して、経営等にかかわるアドバイスをコンサル会社から、直接、市は得ているのに担当部の新会社へのかかわりが希薄で、本当にコンサル成果が活かされるのか疑問が残るものでありました。

議会初日の部長答弁で、明らかにされました株式会社まんが王国、株式会社ねっとかわい、株式会社季古里の旧三社間は、賃金、給与体系が統一に至っていないことは、新会社設立が、拙速であったことを露呈したものです。

以前から市は第三セクターには、「金は出すが口は出さず」的ニュアンスの発言をしてきており、地方自治法第243条3第2項に抵触し続け、事業計画をしてこなかったことや、新会社の株主総会の議事にも会社の事業計画が出されなかった事実にも呆れるというようより、多額の税金が投入されているのに、その無責任さにさら恐ろしさを感じました。市の対応は、ずさんの一言に尽きると思います。

なぜならば、一般の会社においては、大中小問わず事業を営んでいる者ならば、事業計画の重要性を認識しているからです。

事業計画の優劣で金融機関からの融資も、左右されます。それすらされていないとい

うことは、コンサルにかける以前の問題であります。親方日の丸的な精神の蔓延か、市の担当者の意識のなさが疑われます。真剣に三社をどうにかよくしていきたいと思っているのか。他人任せ、コンサル任せで、みずから改革していこうとする意欲を持ち合わせていたのかどうかを問われても仕方がないような失態であると思います。

部長答弁の中にもあった旧町村時代からの地域性には、理解をするものではありませんが、しかし、このままでは、前に、未来に向かえないとの理由もあり、コンサル業務にかけ、共通のメルクマールの醸成を期したのではないのでしょうか。

それを完結していない状態で、新会社設立とは、やはり疑問を抱かざるを得ないものです。このことは、市が多額のコンサル料を支払い、得た成果を新会社や旧三社の関係者にしっかりと責任を持ち、関わってこなければ、ならなかったのに、それをしていない証左にほかならないと思います。

福田代表監査委員は、決算委員会において、議員にも事の成り行きの確認を求める発言をされました。とても重要で、示唆に富んだ言葉でした。二元代表制をとっている地方自治体においては、議員がしっかりとチェック機能を果たせとのことでありましょう。議員として、汗顔の至りであり、今後も肝に命じていく所存であります。

要は、議員各位も、みずからが、監査委員になったつもりで財務監査、行政監査、財政的援助団体等の監査を心がけるべきということです。

2番目に気になったのは、市がみずから調停の申し立てをし、市がみずから調停を取り下げた事案であります。市が申し立てをしながら、調停調書等を得ずして、すなわち、合意、合意不成立等、調停の結果を得ずして取り下げてしまったものです。

以前の訴訟でも、飛騨市が敗訴続き。今回、何のために、調停の申し立てをしたのかよくわかりませんでした。調停手続は非公開とされているため、このことは藪の中でした。一つだけ言えるのは、話し合いをもっとするべきだということです。安易に司法の手を借りないということです。

なぜなら、申し立てを受けた被申立人も、多額な費用が必要だからです。市は、109万円余を支出しています。何かの結論を得るための調停ではなく、一方的に、説明するためだけの調停という説明でしたが、そんな調停は理解不能であります。

なぜなら、説明した事実が必要ならば、内容証明でもいいし、わざわざ弁護士費用や調停費用、そして職員の交通費、何よりも職員の時間がむだに思えてならないのです。

自分のお金だったら、100万円という金員を、相手に説明するだけのために出すでしょうか。いまさら繰り返すことでもありませんが、血税意識を持っていただきたいと思います。

次に、3月に駆け込みで減額補正するのも、いただけない予算執行のあり方でありませぬ。

私は、流用できるものを言っているのではなく、流用できない予算は、すぐ、減額補正の手続をするべきだと思います。過去に、市はPDCA、プラン、ドゥ、チェック、

アクションを常に行っていると答弁されてきていますが、とてもとてもその発言を認めることができない面があります。

都道府県や政令指定都市では、常勤の監査委員がいますが、市町村では非常勤です。膨大な、項目の支出等を監査するには、限りがあります。それゆえ、市政が実りあるものになるには、職員一人一人の働きや、心がけが住民サービスの向上となり、重要なこととなります。

職員の意識改革がベースにある、PDCAに心がけること。幹部職員が、責任所在の明確化による効率的な意思決定をアクションで示せることが、行政経営のマネジメントに必要であると考えます。

答弁等の中で気になる箇所がありました。幹部職員の中に確認をみずからが行わず、部下のことばを鵜呑みにしているものがありました。このことは、ふだんからいろんな事象に注意を払っていないことのあらわれでもあります。

デカルトの、「われ思うゆえにわれあり」の精神も必要ではないかと思います。職員のレベルアップも必要であります。自治法施行令に違反していた、そういった状態が長年続いたことに鑑み、人事ローテーションも再考が必要です。癒着の排除、ジェネリストの育成に人事ローテーションのメリットもありますが、私は、じっくり勉強や、研修を積んで、専門的人材の育成も必要であると思います。

これからは、もっと精緻なマニュアルの作成など、内部の仕組みづくりが課題であると、今回の、決算を通じて感じました。頑張っている職員がいることも認めます。決算のすべてを否定するものではありません。

しかし、各部署による主要施策への記述もなく、事業と費用の羅列だけではむなしい決算書です。数字だけではない数字では計れない行政サービスの提供をどれぐらいしたかの成果が見える決算書ではなかったのと、冒頭に示した四つの視点等に鑑み、また、市民感覚からすると、活きたお金の使われ方がなされているとは、到底思えないので、一般会計の決算認定に反対いたします。

〔13番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに討論の通告はありませんので討論を終結し、採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数です。よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計歳入歳出決

算の認定についてまでの14案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決いたします。はじめに認定第2号から認定第13号までの12案件を一括して採決いたします。

認定第2号、平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第13号、平成27年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件に対する委員長の報告は認定です。これら12案件を、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、これら12案件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第14号、平成27年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてに対する委員長の報告は、利益剰余金の処分について原案のとおり可決し、決算については認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。

◎議長(葛谷寛徳)

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎議長(葛谷寛徳)

次に、認定第15号、平成27年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、認定第15号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◆日程第39 議案第134号 平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)

◎議長(葛谷寛徳)

日程第39、議案第134号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)を議題といたします。説明を求めます。

[総務部長 東佐藤司 登壇]

□総務部長(東佐藤司)

それでは議案第134号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)につ

きまして御説明申し上げます。

今回の補正は、8月22日の豪雨災害に伴う災害復旧費の補正で、1億1,400万円を追加し、予算総額を178億4,769万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正は、補助災害復旧事業債2,820万円を追加補正するものです。

5ページをお願いいたします。歳入、地方交付税は補助・起債裏の一般財源として普通交付税を補正するものです。中段、分担金は、農地・農業用施設三川原用水路の災害復旧工事分担金です。なお、本用水路の復旧は、応急本工事として予備費により執行したため、財源のみの補正となります。下段、国庫支出金は、道路及び河川の災害復旧費補助金でございます。

6ページをお願いします。上段、農地農業用施設災害復旧費補助金は三川原用水路の災害復旧にかかる県補助金でございます。林業用施設災害復旧費補助金は、大谷林道の災害復旧にかかる県補助金です。その下、市債は、それぞれ補助災害復旧事業債です。

次に、歳出について説明します。

次ページの7ページをお願いいたします。上段、災害復旧工事は、宮川町内の市道三川原1号線、市道菅沼ニコイ線、普通河川大谷川、及び、神岡町内の市道ソノボ線災害復旧工事です。その下、調査測量設計委託料は、市道ソノボ線。その下、災害復旧工事は、普通河川大谷川、戸谷川ほか1ヶ所です。中段、林業用施設補助災害復旧工事は、宮川町内の大谷林道災害復旧工事です。下段、予備費につきましては、今回の災害で土砂除去等の応急復旧等に対し予備費対応しています。このため、今後の緊急対応として、予備費に戻すための補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第134号については、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第134号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結しこれより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第134号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第40 発議第3号 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議

◎議長（葛谷寛徳）

日程第40、発議第3号、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議を議題といたします。本案について説明を求めます。11番、野村勝憲君。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

発議第3号、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する決議、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査を行うものとする。

1、調査事項、飛騨市元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざんに関すること。

2、特別委員会の設置、本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員会7人で構成する飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3、調査権限、本議会は1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項(及び同法第98条第1項)の権限を2に掲げる特別委員会に委任する。

4、調査期限、2に掲げる特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができることとする。

5、調査経費、本調査に関する経費は、10万円以内とする。

平成28年9月28日提出。提出者、飛騨市議会議員、野村勝憲。賛成者、飛騨市議会議員、洞口和彦、賛成者、飛騨市議会議員、徳島順次、賛成者、飛騨市議会議員、中村健吉、賛成者、飛騨市議会議員、仲谷丈吾、以上5名です。

提案理由を申し上げます。提案理由は、平成23年11月29日付新聞報道によって、元職員（前飛騨市議）ですけれども、履歴捏造が発覚しました。

飛騨市は、履歴捏造に関わった職員を平成27年8月28日付けで懲戒処分したが、捏造した人事履歴のデータの改ざん・入力に関しては、職員の当時の上司の真相が全くあきらかになってないとして、昨年9月議会において、調査決議が発議されたが否決されてしまいました。いまだにこの真相があきらかになっておりません。

加えて、履歴捏造データ改ざんを依頼した前市議は、議員辞職したために、事実解明が進まず、市民の皆様との意見交換会や市民からの要望書において、事実解明を強く求められております。

よって、事実解明を強く要望する市民の付託に応え、市議会に対する市民の信頼を回復することを目的として、地方自治法第100条第1項に基づく調査を実施し、再発防止に役立てるものである。

参考までに申し上げますけども、これが、市民6名、署名入りで要望書が出されております。

〔11番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（森下真次）

この動議の件なんですけども、平成23年の12月に議会から監査請求で監査委員の方に調査を依頼されました。

その報告が平成24年の2月にありました。いってみれば今の調査に不服だということで、動議を出されるということになると私は思っています。

そこで、たまたまきょう、代表監査委員の福田さんがここにみえておりますので、どういうふうに調査をされたのか。また、どのように調査を評価されたのかを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□代表監査委員（福田幸博）

発議第3号につきまして、意見を求められましたので、発言させていただきます。

少し長くなりますけど、お許しいだきまして、まず監査の経過から発言させていただきます。

平成23年12月19日に飛騨市議会から、11月29日付け新聞報道による、飛騨市元職員の履歴にかかる事務手続について適正に事務処理を行ったか下記事項の調査を求める。

そして、11月29日付け新聞報道による飛騨市元職員の履歴の真意に関する事項、2、1に対する飛騨元職員の履歴に関する事務手続の適正に関する事項について監査及び結果報告の請求がなされました。

この請求は、地方自治法第98条第2項の規定に基づくものであり、平成23年12月21日を初回として、監査委員会を開催いたしました。その間、平成23年12月27日に6名の関係人、平成20年1月11日に関係人2名、平成24年1月20日に関係人4名から事情聴取を行うなどし、中立・公正な立場で、厳正かつ適正に監査した結果をみずからの判断と責任において、平成24年2月24日に議長あてに提出いたしました。

なお、この監査期間中は、年末年始の時期でもあり、ちょうど平成24年2月19日投票日に向けて、議員各位は選挙運動の真っ最中でありました。

監査結果は、飛監第136号の報告書として提出いたしました。この報告書には、監査の結果として1、事実関係の確認。2、関係職員の説明。これは11名の事情聴取の内容を記載しております。3、監査委員の判断。4、監査委員の附帯意見を記載しております。

監査委員は常に中立・公正な立場で、厳正に監査を行っております。当該議会請求においても、中立・公正な立場で、事実を明らかにすべく、関係人聴取を厳正に行いました。時間の経過に伴う、記憶の薄れは一部分的には見受けられましたが、各関係人は事実を述べており、虚偽の発言はしてないと、みずからの判断と責任において議会に監査報告を提出した次第であります。事実はこの監査報告書の内容以上でも以下でもないと思っております。

今回の発議の提案理由として、職員の当時の上司の真相が明らかになっていないとありますが、監査委員としては、今述べたとおり、中立・公正な立場で、本人からももちろん該当する当時の上司からも意見聴取を行い、厳正に監査を行い、その結果を議会に報告いたしました。

もし、監査の内容に不備や不足があったのであれば、その時点で指摘し、再度、監査請求をすべきものと考えますが、その後、何ら監査請求等はありませんでした。ということは、議員各位が内容を理解したものとみなすこととなり、市民から、事実解明の声があったとしても、議員各位がみずから事実を説明すべきものと考えます。

4年半以上経過した今の時期に、新しい事実の明示もなく、職員の当時の上司の真相が明らかになっていないので、特別調査委員会の設置を求めるとするのは、当時の監査が不適切であったかのような発言であります。これについては、大変遺憾に思います。

そもそも、今回の元職員の履歴に関する監査に関しては、地方自治法第98条第1項には議会に検査権を認めておりますから、監査委員に監査請求することなく、議会みずから検査権の行使ができたはずで

議会は、検査権の行使を遂行することなく、監査委員に監査請求を求めましたので、その請求に基づき監査を実施し、その結果を議会に報告しておりますから、議会は当然、監査報告書を尊重すべきものと考えます。

もし、新事実があるとすれば、それは明らかにし、また、監査に不備があったとしたら、具体的にそこを指摘すべきものと考えております。

なお、議会が有する監視機能と、監査委員に与えられた監査機能とは、みずから異なるものと解釈しております。

したがって、地方自治法第100条に基づく調査権を行使されるか否かの判断は、専ら議会側において第一に新事実を示すなど、合理的な事実を明示された上で、良識をもって判断され、賢明な御判断をされるものと認識しております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中嶋国則）

実は、私1年前の9月議会におきまして、100条調査委員会の設置に関する反対討論を行いました。その気持ちは今も変わっておりません。1年前に市当局においても慎重に、慎重を重ね書類調査、当事者から事情聴取をされました。

この100条設置案につきまして、大変関連があると思いますので、監査結果を受けて、市当局においても、今ほど申し上げましたように慎重、慎重な、調査をされたということでございます。その責任者が、この議会にも出席してみえます。当時の総務部長で、現副市長の小倉副市長にぜひその辺を、市当局としてどのような調査を行ったのかを改めて、状況を報告していただければ、より、きょうの審議の参考になるのではないかと思いますので、ぜひお願いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（小倉孝文）

それではお答えいたします。

この件につきましては、今ほど、監査委員からも説明がありましたように、監査委員は議会からの請求によりまして、職員やその当時の退職されました町長、OB等から、事情聴取を行われたというふう聞いております。その結果は、議会と市へも報告がなされたところでございます。

市は、その報告の結果を受けまして、職員の一定の義務違反に対する動議的責任を問うことになり、職員の具体的な関与について追加調査を行い、公務員関係における規律ないし、秩序の維持を目的として処分を行ったものでございます。この処分に関しましては、再三、顧問弁護士とも相談し、協議を行いながら慎重に行ってきたところでございます。

私も今、初めてこの調査に関する決議の提案理由を見させていただきました。特に、人事履歴のデータの改ざん、入力に関してということで、職員の当時の上司が、真相が明らかでないということでございますので、少しこの点について触れさせていただきました。

福田元議員は、当時の担当係長とやりとりをしながら、「税務課特命資産税担当」という造語をつくり、履歴書を作成したということで、当時の担当職員はそれにほう助いたしました。また、私どもの福田元議員の聞き取りの中におきましても、当時の上司は、このことは知らないという発言をしてみえます。また、当時の担当係長も、証明書の作成は、福田元議員と2人で作成したということを述べております。

今ございましたように、人事給与システムの改ざんにつきましては、上司の指示や命令があったのかということが処分の重要なポイントでございました。このことについても、昨年9月述べましたけども、再三、確認を行いましたけども、当時の担当係長や、担当者は、改ざんをしてないと。データの入力もしていないということで、上司の関与

はなかったということを述べております。

特に、そのとき私どもが申し上げたのは、その当時の職員に対しまして、もし、100条委員会が設置されたときには、私たちの聞き取りの内容と、今後、発言が違ったときには、大変なことになるのではということで、再三、真実を話してほしいという話をしましたが、データの改ざんをしてない。また、上司の関与はないということがございましたので、処分をしたわけでございます。

それと、今、議会の中でも、100条委員会とか、リサイクルセンターの火災の件がいろんなところで発言ございました。私はその中で、非常に残念に思うことは、議会だよりの中に100条委員会のことが少し触れてございます。そのことを、電話で、処分された職員に話をするとか、今、要望書を6名の署名があるということで私たちも見たことはございません。その要望書を持って、処分された、担当職員のところへ行って見せるというようなことが非常に残念です。

職員は、大事な市の宝物です。それを情情的にかどうかわかりませんが、そのような行為をするということは、決して私は許されることではないと思います。

その職員は、私も話をする中で、今の職におるところを、職階を下げてほしいという話までしてきました。私は、処分は処分として、受けてくれたんだからそんなこと関係ないと、そんなことでなしに、これから、都竹市長のために力を貸してほしいという話で締めくくりましたけれども、本当にこんな行為は平然とされるなら、それこそ、議員の資質を問いますし、問題にすべきだというふうに私は考えています。

今後、100条委員会で私が呼び出されたときには、そのとき、そういう議員の名前を出せと言えと言います。本当、職員のことを思うと、決していい飛騨市にはならないというのが私の感想です。

○9番（中嶋国則）

今、大変驚きのお話をお聞きしました。担当係長さんか、担当者といえますか処分された、方だと思いますけれども、その職員にそういったおどしともとれるような、大変、非常に、そんな議員がこの場にいらっしゃるのでしたら、許されざるべきだと思いますので、この場から退席をしていただきたいそんな気持ちでおります。

そこで、私、質問に入らせていただきますけれども、賛成者になってみえます将来を期待される議員、仲谷丈吾さんにお尋ねをいたしたいと思います。端的に言いますけれども、先ほど代表監査委員から、監査の報告がございました。仲谷議員は、この監査報告書を見られておみえなんでしょうか。そのことをお尋ねします。

◎議長（葛谷寛徳）

ただいまの発言は、自由討議で行ってください。

○11番（野村勝憲）

今、副市長の話を聞いていて、非常に疑念を持ちます。なぜかといいますと、私は昨年の9月議会でこういう質問しております。当時の町長、助役、総務課長の責務を問わ

れて当然の問題ではないですかというとき、当時小倉総務部長でした。あなたは、部下が行ってきた行為については、それを上司に責任があることは当然だと。述べられておりますよ。しかし、その後、当時の町長、助役、総務課長の責任の所在は全く公表されておりません。

私は、過去の部下のことをどうのこうのやるつもりじゃないんですよ。まずもって、当時の助役、あるいは、町長、総務課長。この人たちは、当然、道義的責任があるはずですよ。そこを我々としては100条委員会をつかって、そして、市民が先ほどの要望書にありましたように、疑念を持っていらっしゃる。それに答えるのは議会の議員の仕事でしょう。違いますか。

□副市長（小倉孝文）

去年の9月議会でこの話をよくされたと思います。当時、井上市長がこの問題につきましては、刑事告発もしたいと。当時のOBについては。しかし、弁護士と相談した結果、時効であると。ですから、市は、退職者に対して、処分することができません。私たちは地方公務員法に基づいて、職員は、現職である限りは時効はないということで職員を処分したということです。

ですから、今、議員おっしゃいましたように、私も、その当時の退職された職員には責任があると思います。しかし、私たちの手が届くところではないということで御理解いただきたいと思います。

○11番（野村勝憲）

私は、職員のこのことを云々言ってるんじゃないでしょ。今、話したでしょ。内海。当時は助役やら課長をやられたあの方は議員だったんですよ。去年は議員だった。だから道義的責任はどうなっているかということ、明らかにして、市民に対して、それなりの例えば、おわびとかですと。そういうことをしないと、また次に起きる可能性があるわけですよ。今度、請願で出てくる可能性もあるわけですよ。

そういうことがあって、後ほど自由討議のときに申し上げたいと思いますけど、平成24年のことも私は、ちょっとお話ししたいと思います、あなたに申し上げてもだめなんで。私は、この問題というのは根が深いんですよ。

職員が処分されて終わりじゃないんですよ。だから、もやもやもやもやとして、そして膿を出し切ってくれとそういうふうに直接、何通も私、手紙をいただいていますよ。要望書以外にも。議長のところにも来ています。私と一緒に。同じ内容で。だからこれは、見逃せないなど。最後にしたいという思いでやっているわけですよ。

○5番（森要）

ただいまのやりとりも聞いておりました。監査委員の先ほどのことも聞きました。

事実関係は実は、監査委員さんの報告書ですべて出ていたと私は判断しております。

先ほど監査委員も言われたように、当時の上司、助役、そういった方々も、総務課長もすべて、聴取しているんだという報告もあり、その方々の当時の町長も担当職員に指

示したと誰がしたってこともしっかり書いてあります。

そういったことで、事実関係はもうそこに、監査委員の報告ですべて出ておりまして、私、総合会館の議員と語る会、神岡の議員と語る会でも、議員はどう思うかというのがあったんですが、その当時はこういった勉強しなかつたので答えることができませんでしたが、そのあと、今までの出される範囲の資料を出してもらって、勉強してまいりたいということでいただきました。それを見ますと、まさしく監査委員がもう出されたことに、当時の責任者の方も出ています。そして、どこがわからんかという、この改ざんしたところだけは誰がやったかわからんと。そういうことで、担当職員はそういったことも踏まえて、どうしてもそこがわからんけれども、重い処分を科したわけでございます。

今、提案者は、その職員をいじめているのではなくて、その当時の上司をとということを書いてみるんですが、それならこの発議書に上司をと、その当時に関わったことをとということを書くべきであるし、先ほど監査員が言われました、新しい事実があったんならいいんですが、新しい事実もないのに、そういった今までの資料で十分説明できます。私も例えば、支援者の方から来ればこういうことこういうことですよとはっきり答えることができます。ですから、私は、事実関係、新しい事実関係は、提案者、あったのですか、どうかをお聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）ただいま議題となっております（「議長」と呼ぶ者あり）発議第3号については、（「議長」と呼ぶ者あり）委員会付託を省略いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

◎議長（葛谷寛徳）

動議が出されましたので指名いたします。

○3番（澤史朗）

今お話をいろいろ聞かせていただきました。けさ来て、この発議の紙をいただきました。私も議員にならせていただいて、この件をどうなのかということで、少しは勉強させていただき、経緯は私なりにわかっておるつもりであります。

ただし、ここで、この件に関してこの委員会を設置する、しないということに関しての議決を求められるといったときに、もう一度自分の中で整理をして、これが今、適切であるかどうかということ判断したい。そのためには、少し時間をいただきたいというふうに、考えております。その時間は、いただけないでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ただいま澤史朗君から、今定例会の動議が提出されました。その動議の内容について、

もう一度述べてください。

○3番（澤史朗）

やはり経緯は私、認識していても、本当のところ、今お話を伺っていたようなところが自分でしっかり、どこまで理解できているかという、疑問が残ります。

この状態での決議はちょっと今、私としてはしかねるということで、改めて少し時間をいただき、私、各議員もそうだと思いますけれども、改めて自分なりに納得できる調査、そして、市民の声を聞いた上で、この委員会設置に関する発議の議決を望みます。

◎議長（葛谷寛徳）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この件につきましては、議会運営委員会にただいまから諮りたいと思います。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時39分 再開 午前12時01分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。12時を過ぎましたが、このまま会議を続けます。

先ほど動議が出ましたので日程に追加したいと思います。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◆追加日程第1 会期の延長の動議

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。追加日程第1、会期の延長の動議を議題として採決をいたします。この採決は起立によって行います。この動議は、会期を延長することです。

本定例会の会期を本日9月28日から10月3日まで、6日間の延長する動議が出されました。

これを、採決いたしたいと思います。この動議のとおり、決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立少数です。会期を延長する動議は否決されました。

○12番（森下真次）

今ほどの会期延長の動議も否決されました。新しい議員の方、きょう初めて見ると、私どもは前にやらしていただいていたということもありますが、初めて見られる方もあって、それを認められないという議会、そして先ほど質疑をしたかったですけども、打ち切られました。私は申しわけないんですけども、この件に関しては退席をさせていただきます。

〔12番 森下真次 退席〕

○3番（澤史朗）

今の私の動議が認められなかったということで、私は採決に至りませんので、退席をさせていただきます。

〔3番 澤史朗 退席〕

○5番（森要）

私も、ただいまのことで、もう少し先ほど動議について賛成でしたが、認められませんでした。自由討議をした後、私も退席したいと思います。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それではここで暫時休憩といたします。このまましばらくお待ちください。

（ 休憩 午後0時04分 再開 午後0時05分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

会議を再開いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

12時を過ぎておりますので、ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

（ 休憩 午後0時05分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、発議第3号、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査に関する

る決議を議題といたします。

先ほど、委員会付託について賛否ができていませんので、再度お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

異議なしと認めます。それでは、引き続き自由討議の申し出がありますので、これより自由討議を行います。自由討議はありませんか。

○11番(野村勝憲)

実は私、議員になって5年目に入っているんですけども、午前中、大変な数の傍聴者がいらっしやいました。やはり市民の方々は、非常にこの問題に関心を持っていらっしやるということで、私は理解をしたわけです。

今回、何とかこの問題を真相究明、明かしてほしいと。幸いにして、会派がなくなったわけです。一人一人それぞれ、政策で競い合うというムードになってきているわけです。そういった中で、実は昨年9月議会で、執行部は、部下が行なった行為は当然、先ほど申しましたように、その上司に責任があると述べておりました。残念ながら、今日に至って、まだ、当時の町長、助役、あるいは総務課長がその責任の所在は全く公表されておられません。

振り返っていいですけど、新人の議員がいらっしやるんで、時系列的にちょっと追っかけて話したいと思います。昨年9月では、自分は、その関係部署にいたんだからということで、前内海良郎議員は退席されました。しかし、結果は否決されたわけです。

さかのぼって平成24年の3月ですね。3月は、いわゆる当事者である福田武彦元議員は退席せずに、内海さんも退席せずに、議会で否決案を入れられたわけです。

そのときに、実は8対8になったんですよ。可決と否決案が。そして、当時、天木議長です。天木議長の採決で、結果、100条委員会というものは否決されたわけです。

もし、あの場面で、例えば、天木議長が退席を促すとか、せめて当事者である福田さんを退席させていけば、8対7で可決された案件なんですよ、これは。

しかし、その9人の会派というのは皆さん御存じだと思いますけども、飛騨市政クラブ。まさに福田さんや内海さんが所属した会派なんです。会派がはっきり言って、要望したといいますか、否決に回ったということなんです。

もし、2人が退席した場合、8対6で、100条委員会が設置され、福田氏は当然、24年度中には場合によったら、議員辞職をしていたかもしれない。そして、そのときに厳しい処分を受けられた3人の職員。私は、職員は決して悪くないと思いますよ。私がいろいろ情報取った中では。

しかし、去年の8月の時点までなぜさかのぼってきたかということですよ。要するにそのときに、100条委員会ができてれば、当然、職員の処分も早く、場合によっては、

小さかったかもしれない。そして、当然、その当時の上司の3人。先ほど申しました町長、助役、あるいは、課長。その人たちの当然、その応分のそれなりの責任。例えば同義的責任も含めて、あったはずだと思います。

したがって、この問題はきょう始まったことじゃなくて、脈々として伝わってきて、疑問符が残っているわけです。市民の中では。だから先ほど申しましたように、要するに、6人の要望書も出ていますけども、そのほかに、私のところへは、手紙が来とるんです。実は。議長のところも同じ内容のものがきました。

なぜきているかという、今回、御存じのように富山、あるいは東京都の問題で、過去の問題でもあってもきっちり説明責任を果たしてくださいということを我々、議員に求められているんですよ。議員は当然、2元代表制で選ばれている。さらに言うなら、我々は市民の代表でこうやって、この場に来ているわけです。

そして、例えば、先ほど副市長は疑問を持った話をされました。例えばクリーンセンターの問題でも、飛騨ゆいの問題でも、当然、私のところへ投げかけられてきているわけだから。それ一般質問をして当たり前です。ましてやこの問題は脈々と解決しないままにきているわけです。

そういうことがあって、何とかこの新人議員7名が入られたこの機会でも、何とかでも解決して真相究明をして、そして、新しい都竹市長になられて、新生飛騨市をつくってほしいと、そういう願いが込められているんですよ。

ですから私はこの問題は早期に解決すべきだと感じております。まず、議員各位のそれぞれの責任、あるいは常識を持った、そして見識のある御判断をお願いしたいと思います。

○2番（井端浩二）

私は反対の立場でございますが、今言われても、確かにあってはならないことではございますし、残念なことではございます。

監査委員も申されましたように、前回のその報告を尊重したいと思いますし、一旦処分をされております。今、新市政になって都竹市長が市民の意見を聞いて、一生懸命に頑張ってみえます。私たち議会もそういったことをチェックしながら、一生懸命前向きに考えることが今、先決じゃないかなということを思っております。

また、「前を向いていったらどうや」という市民の声もあるんじゃないかなということを思いますので、私としては反対をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

他に自由討議はありませんか。

○4番（住田清美）

ただいまの調査に関する発議の中の提案に、野村議員にちょっとだけお伺いしてもよろしいでしょうか。

要望書のことが出されたということで、要望書を強く受けとめていらっしゃる思いは

わかりますが、私、この要望書を読みましたときに、1番から3番まで項目があるんですけど、飛騨市議会として以上のテーマ3点を、市民に対して情報公開することこそが唯一の道であるというように読み解きましたので、私はこの情報公開することをこの要望書は言っているのかなと思いました。

もちろん、1番の件に関しましては、監査委員も言われましたけれど、監査請求がありまして、しっかり回答も出されまして、ホームページ上でも公開されておりました。

情報公開請求すればいくらでも、情報が手に入ったこととございますし、情報公開はしてあって、さらにこういうことが出るということは、当時しっかり説明が市民の中に受けとめられていないのかなと思います。

私はしっかり監査をされていると思いますので、100条委員会ではなくても、このことで不服的などころがあるのなら、我々議員がもう一度、丁寧に説明するという道もあったのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○11番（野村勝憲）

私は先ほど何回か申し上げておりますけども、要する職員に対する処分のことを言ってるわけじゃないんです。

私は。当時の、課長、助役、そして町長。具体的にどういう関知をしていたのかという事は明らかになってないわけです。ですから、情報開示と言いますけど、情報開示するためには、私どもは調査権を持って、その人たちをお呼びして、そしてヒアリングしなきゃいかんですよ。そうでしょう。

私は個人的に、当時の町長に言ったって。議会で承認された形のものでないと、説得力にならないと思いますよ、いかがですか。

○9番（中嶋国則）

午前中に少し質問しようとしたところ、自由討議でということでしたので、改めて仲谷丈吾議員にお尋ねをしたいと思います。といいますのは、この、100条設置について、賛成者になっておられます。このことにつきまして、まず1点としましては、先ほどから、出ております、監査報告書を読まれたのかどうか。

これと、もう一つ。上司の真相が明らかになっていないということ、どこが明らかになっていないのか、お尋ねをいたします。

○1番（仲谷丈吾）

この賛成についてですけど、これは私の意思でちょっと賛成させていただいたんですが、私、監査報告書をくまなく読んだわけではないのですが、平成24年の3月議会、100条委員会の設置のほうで、否決されたこととすとか、前回の平成27年9月議会で、否決をされた内容のことも新聞で読んだりですとか、そのことに関して、市民の皆様から、直接いろんなお話を聞かせていただいたりして、自分なりに勉強をさせていただいてきました。

先日ですけど、新人の議員全員で勉強会ということで、副市長からこの件の経緯につ

いて、説明を受けました。

この問題は本当に議員と市民の皆様との意見交換会でも、話が出ている問題でしたし、今回市民の方から要望書も出された問題です。平成24年の3月議会の方では、先ほど野村議員もおっしゃられましたけど、8対8の同数で、議長の1票で否決されたんですが、賛成者は9人の中に、本人の、福田元議員と、平成27年の9月の議会では、この件に関して関係されていたとされて退席された内海元議員も平成20年の議会の際には含まれていました。

やはり、このことを聞くとちょっと、当時、私は、いち市民としてこのことを聞きましたけど、やっぱり疑問に感じましたし、市民の皆さんも同じように、やっぱり疑問に感じられているのではないかと思います。

監査もされておりますし、この件に関しては、全く嘘というか問題もないということではあるんですが、市民の皆様から、こういった要望ですとか声があるということなので、議会で100条委員会を設置して、もう一度市民の皆さんに納得していただけるようなことをするべきじゃないかと思ひ、賛成させていただきました。

この件に関しては市民の皆様から、これ以上、不満がない飛騨市にしていかなければいけないんじゃないかと私は思っております。

○9番（中嶋国則）

はい。私ここに手元に監査委員の結果報告書を持っております。大変、事細かに。7ページにわたって、事細かに書いてございます。この内容につきましては、けさほど、代表監査委員から、報告がございましたので、あえて言いませんけれども、ただ、その中で重要なことが2点、報告書の中に書かれております。

これ少しだけ、簡単ですので、御紹介をして、討論したいと思います。といいますのは、処分をされました当時の係長。そして、当時の上司である菅沼町長の監査記録がございまして。

まず初めに、菅沼町長が監査委員に対して述べられたことを、短い記録ですので、朗読をさせていただきますのでお願いします。

監査委員から、「元職員が、税理士試験免除認定申請に必要な職歴証明書を作成するよう、指示したのかどうか」。これを監査委員が町長に質問をされたところ、町長が言われるには、「本人が、税理士を希望していると聞いていたので、実務ということで行っていたことは事実であるから、事実の証明はしました」と、そういう答えでございまして。

そしてまた、事例については、「していない」とはっきりと述べられております。

そこで、行政係長は、当時の町長から「元職員が税理士資格を取りたいと言っているので履歴の確認をすることと、それに合わせた書類の作成については、元職員と詰めなさいというそういう指示があった」と。

そこで、当時の係長は、「元職員と相談しながら作成して、フロッピーに保存して、その記録を福田元職員に渡した」と。そういうことであり、その際に、「人事給与システム

までは、加筆され、変わったということについては全く知らなかった」。そういったことを述べておるわけでございます。

そこで、先ほどもお話がありましたように、当時の市議と行政係長2人が相談してやったことであるとはっきりと書かれております。

そして、監査委員から報告がありましたように、その当時、関係したと思われる職員、あるいは上司、そういった方11名に、調査をされまして、それ以外の方は全く知らないと、かかわっていないと言っておるわけでございます。

このことについて、さらに100条委員会を設置して追求をしたいということでございますけれども、新しい事実が、この5年間の間に何も出てきていない。こういった事実を重く見て、やはりここは設置すべきではないかということ进行を思います。

○5番（森要）

私、先ほどの質問がちょっと回答がなかったんですが、今の関連で中嶋さんが言われた、新たな事実がないということと、監査報告の中でもう既に前の助役からも、事情聴取したということを書いてあって、そういったことは出ているということで、先ほど野村議員も言われたように、もう説明責任が今までの議員、議会議員がすべきでなかったのかと思っております。

そこで、今せつかく都竹市長が出て前向きに、また、「君の名は。」がでて、明るい材料です。しかも私たち新人は新しく来たという中で、またこの後ろ向きになって非常にイメージが悪くなってしまふ。そのことに対して、各議員は、これはやむを得ないことなのか。先ほど野村議員も言われましたけど、それが、新たな出発になっているという発想でしたけど、他の議員の方々は、いまあったこの後ろ向きの、もう決まって、出ていることに対して、新たな事実もない。そして、しっかりと説明責任を今までしていなかったと。

今からでも十分説明することができるんだと思いますが、そういうことについてどう思われるかをあれば聞かしていただきたいと思います。

○10番（洞口和彦）

履歴の捏造や人事情報が改ざんされたという事実です。こんなことは、あつていいものかという疑問はだれにでもあると思うんです。

監査はもちろんいろんな面からやってみますよね。精いっぱいのことをやったし、いろんな立場だったって言っています。

しかし、現実に、処分の内容の中でもそうですけれども、いまだにその人事システムを変えて捏造した履歴を加筆したのはだれなのか、どこでやられたのかそれはわからないといっている。

だから調査方法にはいろんな方法があるんです、今まで同じような、監査報告と市のような報告だけでなく議員としても当然、究明する義務がございますので、これは違った方法で、それが100条委員会なんです。

それは何が出てくるかわかりませんが、いろんな方向からこの大きなタイトルすれば、当然、いろんな方法を駆使して、原因は何なのか、究明する義務があります。議員の中には当然あることだというふうに思っています。今度は、違った方法でやってみませんか。以上です。

○9番（中嶋国則）

肝心なことをちょっと言い忘れました。

午前中の小倉副市長の報告の中で、処分された職員のところへ行って、精神的な苦痛を受けるような、そういったことがあったと。そういった御発言がございましたので、私昼休みに、実はその処分された職員のところ行って、そういった事実があったのかどうか。そして、その議員はだれなのか。

ただしましたけれども、やはり圧力といいますか、精神的な苦痛の中で、その議員の名前は教えていただけませんでした。そういった圧力、これは大変問題があると思います。今後、将来においてもやはり、そういう、大変なことが起きると思います。

100条委員会を設置して、市職員を問い詰めることが、果たしていいのかどうか。その辺を疑問に思うところです。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにないようでございますので、なしと認め、自由討議を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

○9番（中嶋国則）

私は、100条委員会、特別委員会設置に対しまして、反対の立場で、討論をいたします。

元職員の履歴問題については、今から5年前の平成23年11月に新聞報道により、問題が発覚し、すぐさま議会としては、17名全員の賛成による監査委員に対しての監査請求を出されました。その内容につきましては、あえて申し上げますが、午前中に、福田代表監査委員から、述べられたとおりでございます。

また、市当局としても、その監査報告を受けて慎重に慎重を重ねられ、書類審査、関連した担当者に調査をされたわけでございます。そこでも、新たな事実は、見つかっておりません。そして、この5年という月日が流れたわけでございます。

その間、当事者である福田市議は辞職をされました。そして、履歴の捏造にかかわった職員は3名、懲戒処分を受けたところです。

今後でございますけれども、元市議、そして懲戒処分を受けた職員は、5年間の間、本当にいろんな、電話とか、いろんなそういうものが寄せられ、大変苦しい目にあったということをおっしゃってみえます。

それは、当然と言えば当然ですが、この社会的制裁をまだ、将来にわたって受けられることになるわけでございます。

今、都竹市政が誕生して、飛騨市は一つになろう。新しい飛騨市をつくっていこう。

そんな矢先に、この、新しい事実もない。この問題を果たして、調査特別委員会で審議すべきなのかどうか、本当に疑問に思うところでございます。

もし100条特別委員会が設置されれば、さらに、市民の不合理的な不信感を助長し、ますます飛騨市にとって、問題の大きい飛騨市になるのではないかと懸念をいたしております。

少し話はかわりますけれど、今、アニメ映画「君の名は。」が、大変、飛騨市でブームになっております。(発言する者あり) これも関連しますので、少し聞いていただきたいと思っております。

けさ、図書館へお邪魔しまして、アニメブームで図書館に寄った人を数えているんですが、一体何名くらいになりましたかと。聞きました。

そうしましたら、9月16日から、きのうの27日まで12日間ございますけれども、2日間の休館日がございますので、10日間で1,552人の訪問者があったということでございます。

そして、もう少しその驚くのは、実は、通常、平日は200人から300人しか図書館にいらっしやらないんですけれども、1,000人以上超えるんです。これは、電子的に計測できますので、確かな数字で、1日1,000人を超えている。そうしますと、今ほど言いました。1,552人というのは受け付けで許可を得た、人数でございますけれども、10日間では、その2倍3倍は間違いありませんと。担当者の方が、言われました。

この、飛騨市ブームに水を差すような、そんな特別委員会ではないかと私は思うのです。飛騨市のイメージを悪くして、富山市議会のように、飛騨市議会の汚名を(発言する者あり)全国に発信する、こんなことを心配するわけでございます。

そしてまた、要望書を出された6名の方はもちろん、そういう、気持ちはわかりますけれども、本当に市民の方が、大勢の皆さんが、100条設置を望んでいるのでしょうか。甚だ疑問に思うところです。

提案された、副議長をはじめ、賛成者となられた議員の皆さん、どうか今一度、ここで、この設置について思いとどまっていただけないでしょうか。

新たな事実が出てこない、この問題に対し、監査委員の調査結果に対しても、不服であると言わんばかりのことをことあげすることは、監査委員に対し議会が全員でお願いしたそれに対しても、大変失礼な行為であると思っております。

問題を大きくしようとしている、この、100条設置に飛騨市の未来を汚す行為であると私はあえて申し上げたいと思っております。飛騨市の恥さらしを全国に発信し続けることが、本当にいいのでしょうか。たった今から過去のしがらみから離れて行動を起こすときではありませんか。

100条委員会を行使することは、先ほども申し述べましたように、市民のさらなる不合理的な不信感を助長し、飛騨市をますます混乱に陥ることだと思っております。

以上、申し上げましたが私の反対討論といたします。

◎議長（葛谷寛徳）

次に、賛成討論はありませんか。

○10番（洞口和彦）

賛成の立場から、簡単に申し上げたいと思います。

私が議員になって、この、元職員による履歴捏造や人事情報の改ざんが、旧古川町役場、こんな公のところで、起こったことについては大変びっくりしました。これは、経歴を加算し、試験免除で税理士資格を得たいという悪質なものです。

監査報告でも、当時のことにかかわったとみられる方が、覚えていないというような返答で、事実究明の真実が明らかにされたとは思っていません。だれが証明書を作成し、だれが印を押したのか。だれが人事情報を改ざんしたのかわからない、ずさんな行政事務が行われていたと思っています。

事実究明を要望する市民の声を反映するために、調査特別委員会の設置を希望しましたが、2回に渡り否決されています。

最終的に職員3名の処分が出されました。元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざん及び管理不足に対する懲戒処分です。その中で、いまだに明らかになっていない事実として、人事システムに、捏造した履歴を加筆した職員とあります。私はこんな、重大な犯罪行為を上司の指示なくしてできるはずはないと今でもと思っています。

また、今後の方針の項で、この処分をもって調査は一たん終了し、今後新しい事実判明したときには、調査を再開するとあります。

現在でも、要望の提出や市民との意見交換会のときにも、事実と真相の解明を求める声が多く出ております。東京でも豊洲市場の安全対策や盛土問題で、小池知事がみずから先頭に立って真相の解明に努めてみえます。

飛騨市でも開かれた議会として、議会の信頼回復のために、事実と真相を解明するとともに、この問題に区切りをつけ、今後、また、整理をするためにも、この調査特別委員会の設置に賛成したいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

他に討論はありませんか。

○5番（森要）

私は、新人議員としまして反対意見を申し上げます。

私は、都竹市長が今までの閉塞した市政を変えてくれる方であり、そして一緒に飛騨市のまちづくりをしたいと考え、議員に立候補し、市民の皆様に支援を得て、今、ここに立っています。

今までの都竹市長の取り組みを見て、その指導力、実行力、そして豊富な、知識と経験、さらに、何よりも市民の目線に立つ姿勢に感動し、新しい町づくりに、さあ、がんばってこうというふうにながけているところでございます。

しかし、今この100条を可決することは、世間の注目を浴びるばかりでなく、全く負のイメージを増加させるものと考えております。都竹市政には大きな打撃を与えることになり、既にこの問題は、監査委員の報告書により、事実解明することが明らかになっております。先ほどのデータ改ざんのその部分については、不透明でございますけれども、それは市の、さらなる大きな処罰というところでも処分をされているところでございます。

私は、問題は、それを市民に説明を怠った前の議員の方々に、大きな責任があるように考えております。

飛騨市政は、後向きなことに時間を費やすときではなく、これからの飛騨市が取り組む問題が山ほどございます。そちらの方に、精力を注ぐべきだと私は考えます。

以上の観点から、私がこの発議案件に反対を申し上げます。

◎議長（葛谷寛徳）

他に討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

これで、討論を終結し、これより採決をいたします。

発議第3号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議第3号が可決されましたので、特別委員会の委員を選任する必要があります。

ここで、飛騨市元職員履歴に関する事務手続の調査特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることを決定いたしました。

◆追加日程第2 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の選任について

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第2、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の選任についてを議題といたします。

調査特別委員会を設置するため、議会運営委員会をただいまから開催をいたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時37分 再開 午後1時48分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により7名を指名いたします。

発表いたします。3番、澤史朗君、4番、住田清美君、6番、中村健吉君、10番、洞口和彦君、11番、野村勝憲君、12番、森下真次君、13番、高原邦子君、以上7名を指名いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

これより休憩に入りますので直ちに調査特別委員会を開催され、委員長、副委員長の互選を行っていただき、議長に報告願います。

なお、会議室は、委員会室といたします。

また、委員長が決まるまで、年長の委員であります野村議員に委員長の職務を行っていただきます。

再開は、調査特別委員会終了次第といたします。それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時49分 再開 午後1時58分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の委員長には10番、洞口和彦君。副委員長には11番、野村勝憲君が決定しましたので報告いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして、一言御あいさつを申し上げます。

9月2日の開会から27日間、議員各位におかれましては、一般会計、特別会計の補

正予算はじめ、平成27年度の決算認定など多数の案件につきまして、丁寧な御審議を賜り、全議案を可決認定いただきまして、まことにありがとうございました。

議員の皆様方から賜りました数々の御提言や御指摘、御意見につきましては、しっかりと受けとめさせていただきまして、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

この秋もさまざまな行事がめじろ押しとなります。また、映画「君の名は。」の大ヒットに伴う聖地巡礼者の増加など、飛騨市にとってのチャンスも到来しております。タイミングを逸することなく、柔軟かつ迅速に、飛騨市発展に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

議員各位には引き続きの御指導賜りますようお願い申し上げます。

なお、今ほど、飛騨市元職員の履歴に関する問題につきまして、地方自治法第100条に基づく特別調査委員会を設置する旨が可決をされました。

私としては、議会の運営について意見を申し上げる立場にはございませんが、このことによって、市職員が動揺し、あるいは萎縮し、また市民の中に対立を生むようなことがないよう、厳にお願いを申し上げたいと思いますし、私自身もそのようなことを防ぐため、最大限努力をしてみたいと思います。

以上、閉会にあたっての御あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。ここで、閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。

9月2日から本日まで27日間にわたりまして、熱心に御審議をいただき、また、市民から期待される議会として活発に御議論いただきありがとうございました。

特に今回、放送設備を一新しまして、鮮明な画像でテレビ中継をすることができております。夜の放送も実現できました。市民から大変好評を得ております。

今後は、執行部各位におかれましては、本定例会で成立いたしました諸議案の執行に速やかに対応されますことをお願いいたしまして、御礼の御あいさつといたします。

本日はまことにありがとうございました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の会議を閉じ、9月2日から27日間にわたりました平成28年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後2時02分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（7番） 徳島 純次

飛騨市議会議員（8番） 前川 文博